

令和7年度むつ市高校生通学費助成金交付要綱

令和7年3月31日

むつ市告示第47号

改正 令和7年5月1日むつ市告示第130号

(趣旨)

第1条 市は、市内の高校生が通学に要する経費（以下「通学費」という。）を理由に希望する学びを諦めることがないよう、下北地区の高校に通学する生徒の通学費の一部を負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、地域の将来を担う人材の育成及び地域の活性化に資することを目的に、予算の範囲内においてむつ市高校生通学費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校をいう。
- (2) 高校生 市内に住所を有し、高校に在学している者をいう。
- (3) 保護者 高校生を監護又は養育する者をいう。
- (4) 公共交通機関 市内を運行する路線バス及び鉄道をいう。
- (5) 通学定期券 保護者が養育する高校生が自宅から在学する高校へ通学するために購入する公共交通機関の定期券（回数券を除く。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる保護者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、次のいずれかの高校に通学する高校生の保護者であること。
 - ア 青森県立田名部高等学校
 - イ 青森県立大湊高等学校
 - ウ 青森県立むつ工業高等学校

エ 青森県立大間高等学校

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。

(3) その他通学費に対して国や県等の他の支援を受けていないこと。

（助成対象経費及び助成金の額）

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、高校生が通学するために最も合理的な通学経路において公共交通機関から購入した通学定期券の購入に要した経費とする。ただし、通学定期券に未使用の期間が生じた場合において、当該通学定期券の購入額について払戻しがあったときは、当該払戻額を助成対象経費から差し引くものとする。

2 助成金の額は、助成対象経費の2分の1に相当する額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（助成対象期間）

第5条 前条の助成対象経費の対象となる通学定期券の期間は、当該高校生が高校に在学している期間とし、通学定期券の有効期間が高校に在学している期間以外の期間を含むときは、日割りで計算するものとする。

（助成金の交付申請及び支払いの請求）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成の対象となる通学定期券の有効期間の末日から起算して1年以内に、むつ市高校生通学費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 通学定期券又は通学定期券を購入したことが分かる書類
- (2) 高校に在学している又は在学していたことが確認できる書類
- (3) 申請者（保護者）の本人確認書類の写し
- (4) 助成金の振込先口座が確認できる通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、これを適正であると認めるときは、助成金の交付及び額を決定し、むつ市高校生通学費助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとし、適正であると認めないときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第8条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに当該助成金を当該交付の決定を受けた者が指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和7年3月31日告示第47号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月1日告示第130号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、日割りにて計算した期間で助成金の交付を受けた当該申請に係る通学定期券については、この要綱による改正前の第6条に規定する期間内に限り、残りの日数分の助成金についても申請することができる。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この様式の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。